

平成30年2月23日

鈴鹿市教育委員会

教育長 中道 公子 様

鈴鹿市学校規模適正化検討委員会

委員長 鈴木 賢一



### 答申書

平成29年8月18日付け鈴教政第158号をもって諮問のありました鈴鹿市立小学校及び中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針について、当検討委員会は慎重に審議を行ってきましたが、その結論を得ましたので、別紙のとおり答申します。

なお、基本方針の策定並びに学校規模適正化に関する取組を進めるに当たっては、当検討委員会の意見を十分反映するよう要望します。

#### 別紙資料

- 1 鈴鹿市学校規模適正化・適正配置に関する基本方針（案）
- 2 学校規模適正化・適正配置に関する提言



O

O

## 答申に当たって

当検討委員会では、鈴鹿市教育委員会からの諮問を受け、これまでに5回の会議を開催し、子どもたち一人ひとりの学力や問題解決能力などを育み、併せて社会性や規範意識を身に付けることに資する「より良い教育環境の整備と学校教育の充実」の観点を最優先に検討を重ねました。

検討に当たっては、学校規模適正化に関する国の手引や実際に学校規模適正化の取組を進める先進自治体の事例調査、また、保護者や地域に対するアンケート調査も参考にして、「鈴鹿市学校規模適正化・適正配置に関する基本方針（案）」を取りまとめました。

鈴鹿市の少子化は、全国的な傾向と比較するとなだらかであり、今後20年の推計からは、特に教育上の課題が大きく早急な対応が必要とされる複式学級がある過小規模校の発生が平成43年度頃と見込まれます。

また、人口の地域的な偏在による大規模校の存在や各学年1学級の小規模校の増加も見込まれることから、学校規模適正化・適正配置の取組を進めることができます。

そして、この基本方針（案）では、今後の取組を進めるための柱となる三つの考え方を示しました。

- ①全市的な視点で検討するガイドラインとしたこと
- ②地域コミュニティへ配慮し、地域と共に検討していくこと
- ③適正化を図る手法の例示と着手時期を時系列で明記したこと

昨今の学校の位置付けは、子どもたちの学習の場であると同時に地域コミュニティの核となる施設であると言われています。

そこで、学校規模適正化・適正配置の取組は、行政が一方的に進める性格のものではなく、保護者や地域との合意形成が必要であり、保護者や地域と行政が一体となって、課題の共通理解の下、子どもたちの将来や地域の未来を考えて進めることができます。

また、当検討委員会では、基本方針（案）に関連して、全国的な課題となっている校舎の老朽化対策や複合化施設として学校へ放課後児童クラブを併設することなど、様々な議論もありました。

これらの事項については、基本方針（案）とは別の提言とした取りまとめを行いました。

鈴鹿市教育委員会におかれましては、本答申の主旨を理解いただき、保護者や地域と十分な協議の上で取組を進め、より良い教育環境の整備と学校教育の充実のために最大限の努力をしていただくことを期待します。

平成30年2月23日

鈴鹿市学校規模適正化検討委員会  
委員長 鈴木 賢一

O

O

# 鈴鹿市学校規模適正化・適正配置に関する基本方針

(案)

平成　年　月　日

鈴鹿市教育委員会

## 目 次

<b>第1章 はじめに.....</b>	<b>1</b>
1 学校規模適正化・適正配置の背景と目的.....	1
<b>第2章 学校規模・学校配置の現状と課題.....</b>	<b>2</b>
1 学校規模の推移.....	2
2 小中学校の状況.....	5
<b>第3章 学校規模・学校配置の基本的な考え方 .....</b>	<b>7</b>
1 適正規模の考え方 .....	7
2 適正配置の考え方 .....	8
3 教育的観点等からの考察.....	8
4 小規模校・大規模校の考え方 .....	9
5 アンケート調査結果.....	12
<b>第4章 本市における適正規模・適正配置の考え方 .....</b>	<b>18</b>
1 本市の考え方.....	18
2 学級数の算定.....	20
3 小規模校・大規模校の対応 .....	24
<b>第5章 学校の適正規模・適正配置の実現に向けた方策 .....</b>	<b>25</b>
1 学校規模の適正化を図る手法.....	25
2 実現に向けた基本手順 .....	28
3 適正化を図る際の留意点 .....	30
<b>第6章 まとめ.....</b>	<b>31</b>

# 第1章 はじめに

## 1 学校規模適正化・適正配置の背景と目的

本市では、平成28年度から平成31年度までを計画期間とする教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、「鈴鹿市教育振興基本計画（平成28年度～平成31年度）」を平成28年3月に策定しました。この計画では、三つの基本目標を掲げ、その一つに「社会の変化や技術革新に対応した教育環境を整備すること」と、その目標達成に向けた施策の基本的方向の一つに「子どもが楽しく安心して学べる環境」を設定しています。

近年、子どもが授業内容を理解し、友だちと共に生き生きと学校生活を過ごす環境は変化してきました。家庭や地域社会においては、子どもの社会性育成機能の低下や少子化の進展が中長期的に継続することが見込まれることなどを背景として、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題が、今後、より一層顕在化することが懸念されています。

のことから国においては、公立小中学校を所管する市町村教育委員会が学校統合の適否又は小規模校を存続する場合の充実策等を検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引（平成27年1月27日付け文部科学省通知）」（以下「国の手引」という。）を策定しました。

「学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査（平成28年5月1日時点 文部科学省調べ）」（以下「国の実態調査」という。）によると、全国で学校規模適正化の基本方針等を策定した市区町村が311団体あることが判明しています。

本市においても、小学校の児童数は平成21年度の13,000人、中学校の生徒数は平成25年度の6,200人をピークに減少傾向になっており、新生児が少なく人口減少が進む地域がある一方、市街化区域における開発の増加も加わって、過密化が懸念される地域もあり、地域的な偏在の加速が予測されます。

このような状況から、少子化等の社会的な背景を踏まえ、本市の小中学校の現状と課題を整理し、小中学校の学級等の規模と配置の適正化を図るまでの基本的な考え方、適正化を図る手法と手順などを全市的な視点で検討しました。

また、小中学校の施設は老朽化が進み、一斉に更新時期を迎えることから、早急な対策が求められています。

本市では、平成27年12月に「鈴鹿市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設を一元的に管理することで、市民ニーズや社会経済環境の変化を見据え、財政面での負担を軽減しながら合理的な維持更新を行っていくこととし、施設総量の抑制などを対策目標としています。

これら本市における少子化の推移、また、具体的な学校の統廃合等に関する全国事例や先進地視察の状況を考慮し、適正な学校規模の在り方やその実現に向けた方策などを「鈴鹿市学校規模適正化・適正配置に関する基本方針」として取りまとめました。

### 【鈴鹿市公共施設等総合管理計画】

平成27年3月に「鈴鹿市公共施設マネジメント白書」を作成した後、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するため、同年12月に「新しく造ること」から「賢く使うこと」への理念の下、施設総量の抑制や施設複合化の検討等を図ることを目的に策定。

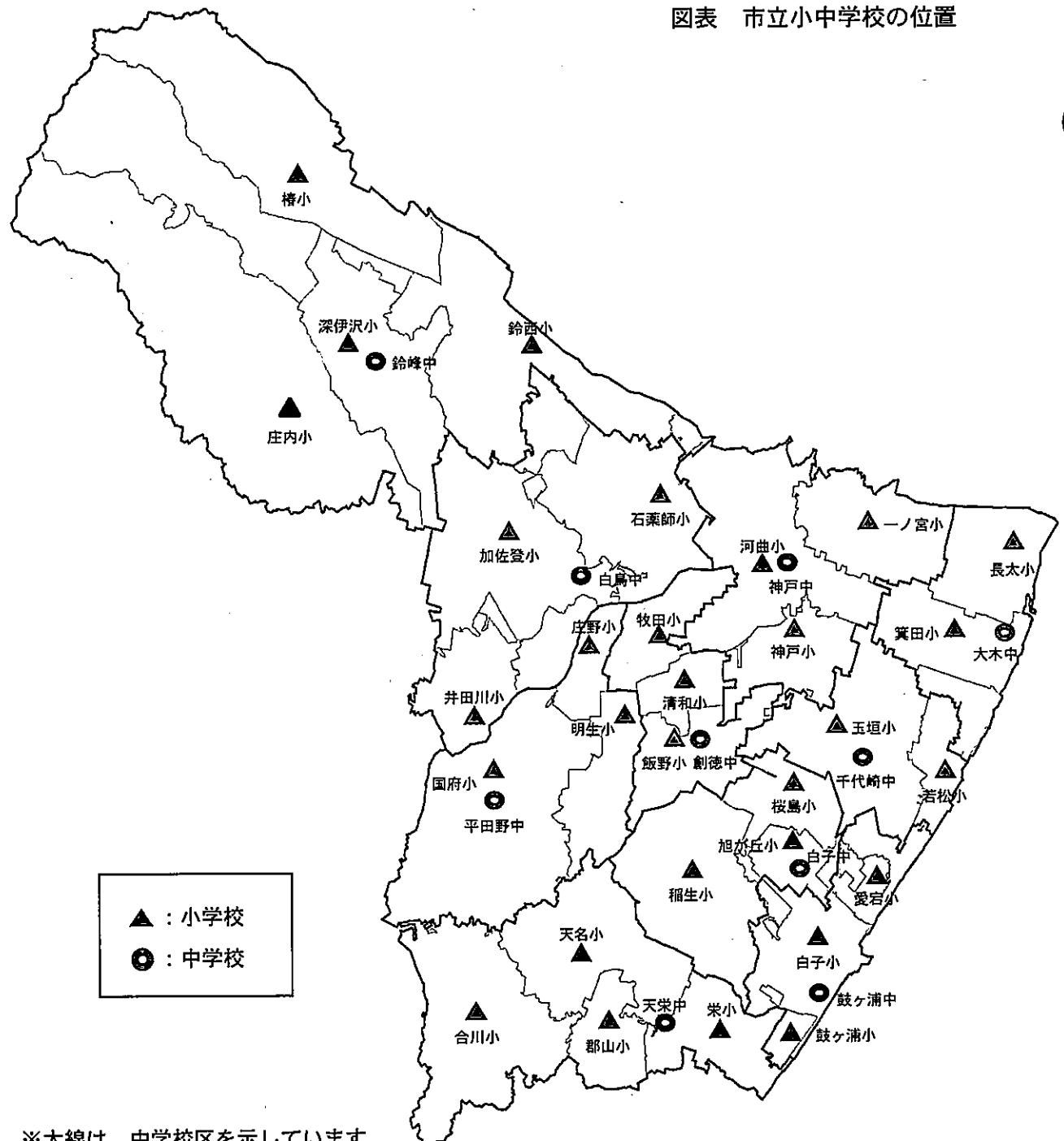
## 第2章 学校規模・学校配置の現状と課題

### 1 学校規模の推移

#### (1) 立地状況

本市には、既存の指定集落等の位置状況から、現在、市立の小学校が30校、中学校が10校あります。近鉄名古屋線・鈴鹿線、伊勢鉄道、国道23号沿線の臨海部で人口が集中している地域には規模の大きな学校が集積し、鈴鹿山麓の中山間地等では小規模な学校が立地しています。

図表 市立小中学校の位置



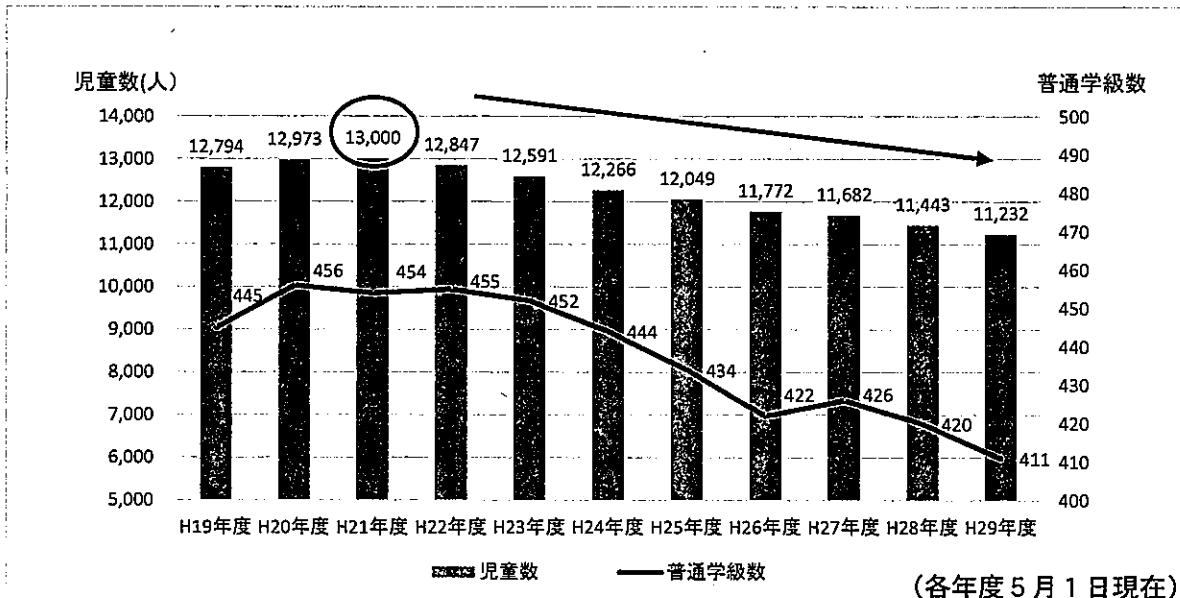
## (2) これまでの児童生徒数の推移

過去約10年間（平成19年度～29年度）の児童生徒数等の推移は次のとおりです。

### ① 小学校児童数・普通学級数の推移

市立小学校30校の児童数は、平成21年度の13,000人をピークに減少傾向となっており、平成29年度は11,232人となっています。学級数も同様に減少傾向であり、平成29年度の普通学級数は411学級となっています。

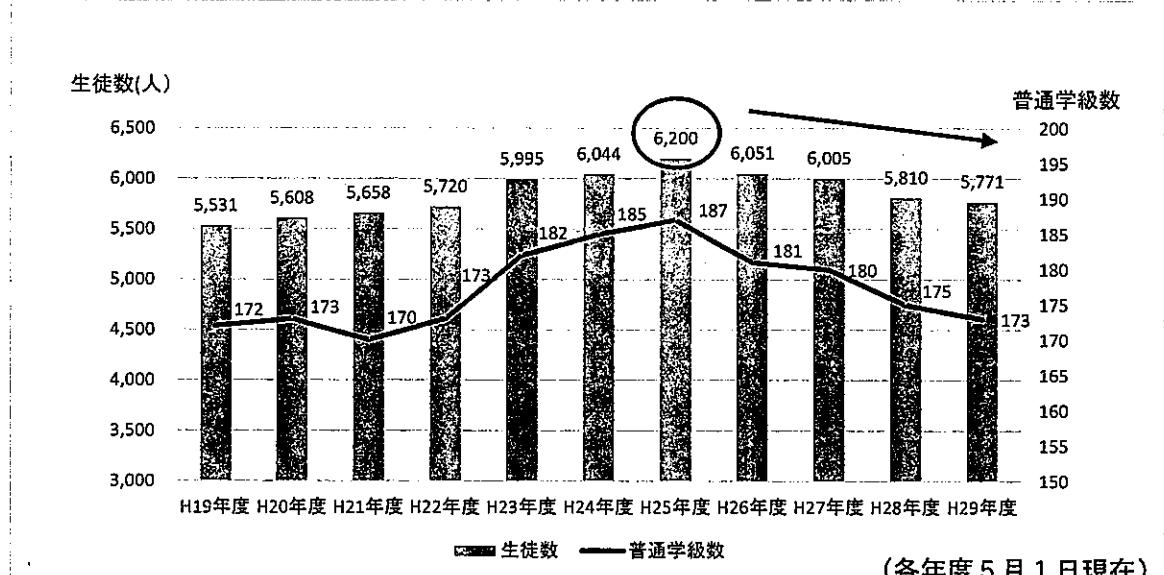
図表 小学校児童数の推移



### ② 中学校生徒数・普通学級数の推移

市立中学校10校の生徒数は、平成25年度の6,200人をピークに減少傾向となっており、平成29年度は5,771人となっています。学級数も同様に減少傾向であり、平成29年度の普通学級数は173学級となっています。

図表 中学校生徒数の推移



### (3) これからの児童生徒数の推移（推計）

本市においては、これからの見通しとして、20年先までの人口予測から児童生徒数を推計します。推計に当たっては、既に生まれている0歳から13歳までの子どもの実数、出生率の向上施策を講じた場合等を考慮し、次のパターンで行いました。

図表 推計パターンの設定

設定区分	採用する基本人口、出生率の考え方	
基本推計 (低位推計)	基本人口	住民基本台帳による平成24年及び平成29年3月末時点の人口
	出生率	国（国立社会保障・人口問題研究所）推計による設定値 (平成32年1.54, 平成37年以降1.51)
補正推計 (高位推計)	基本人口	基本推計と同じ
	出生率	平成42年に1.8, 平成52年に2.1になると仮定した設定値 (人口ビジョン推計によるパターン3)

※ 住民基本台帳による人口を用いて、適宜、推計データを更新します。

#### ① 鈴鹿市人口の推計

本市の総人口は、平成29年3月末現在の住民基本台帳で200,151人です。今後、全国的な動向と同様に減少が進むと予測されます。

#### ② 児童生徒数の推計

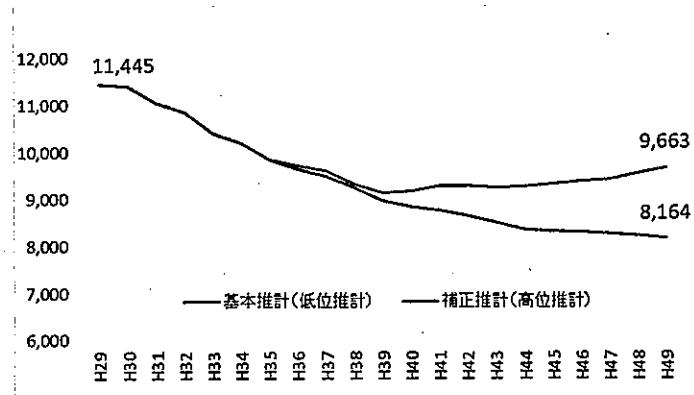
##### 【児童数（小学生）】

本市の児童数（小学生に相当する6歳から11歳までの人口）は、平成29（2017）年の11,445人から、平成49（2037）年には、高位推計では約9,700人、低位推計では約8,200人になると見込まれます。

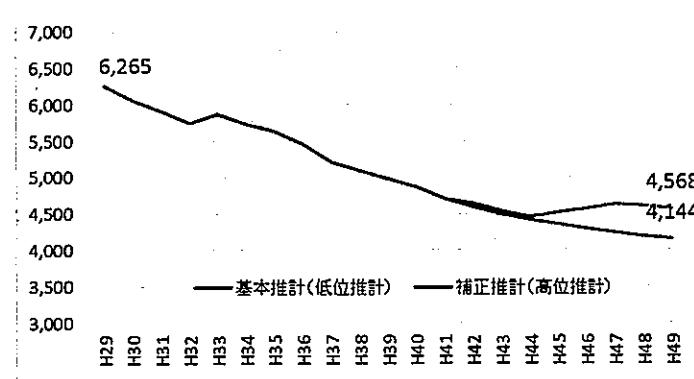
##### 【生徒数（中学生）】

本市の生徒数（中学生に相当する12歳から14歳までの人口）は、平成29（2017）年の6,265人から、平成49（2037）年には、高位推計では約4,600人、低位推計では約4,100人になると見込まれます。

図表 児童数（小学生に相当する6～11歳人口）推計



図表 生徒数（中学生に相当する12～14歳人口）推計



## 2 小中学校の状況

本市においては、児童生徒の安全安心かつ快適な教育環境を確保するため、小中学校併せて40の学校を設置していますが、昭和40年から50年代までに建設された施設が多く、老朽化による建物自体の寿命や設備の不具合等の修繕を要する問題を抱えています。

平成29年度時点において、小学校30校の内、近年、校舎の全面改築を実施した学校は1校であり、そのほかの29校では、ほぼ築年数が30年を超えていました。

また、中学校10校の内、近年、校舎の全面改築を実施した学校は2校ありますが、そのほかの8校では築年数が30年を超えており、老朽化対策が課題となっています。

国においては、昨今の厳しい財政状況下で、これまでの学校施設の建築後40年から50年程度での全面改築整備を続けていくことの困難性から、「学校施設の長寿命化計画策定の手引と解説」を示し、コストを抑えながら質の高い教育環境を確保する長寿命化による整備（80年の目標使用年数）への転換が求められています。

そのため、本市の小中学校についても、国の考え方と「鈴鹿市公共施設等総合管理計画」の基本的な考え方を踏まえ、具体的な進め方を個別施設計画等で取りまとめます。

## (1) 小学校の施設状況

	学校名	地区	建築年度	築年数
1	天名小学校	天名	昭和40年	52年
2	長太小学校	一ノ宮	昭和41年	51年
3	一ノ宮小学校	一ノ宮	昭和43年	49年
4	合川小学校	合川	昭和43年	49年
5	庄内小学校	庄内	昭和43年	49年
6	牧田小学校	牧田	昭和45年	47年
7	河曲小学校	河曲	昭和45年	47年
8	深伊沢小学校	鈴峰	昭和45年	47年
9	加佐登小学校	加佐登	昭和46年	46年
10	石薬師小学校	石薬師	昭和47年	45年
11	白子小学校	白子	昭和47年	45年
12	庄野小学校	庄野	昭和48年	44年
13	若松小学校	若松	昭和48年	44年
14	椿小学校	椿	昭和48年	44年
15	愛宕小学校	白子	昭和50年	42年
16	飯野小学校	飯野	昭和50年	42年
17	玉垣小学校	玉垣	昭和51年	41年
18	国府小学校	国府	昭和52年	40年
19	稻生小学校	稻生	昭和53年	39年
20	井田川小学校	井田川	昭和53年	39年
21	鼓ヶ浦小学校	白子	昭和54年	38年
22	箕田小学校	箕田	昭和54年	38年
23	桜島小学校	玉垣	昭和57年	35年
24	神戸小学校	神戸	昭和57年	35年
25	明生小学校	牧田	昭和58年	34年
26	清和小学校	牧田	昭和59年	33年
27	栄小学校	栄	昭和59年	33年
28	鈴西小学校	深伊沢	昭和61年	31年
29	郡山小学校	栄	平成2年	27年
30	旭が丘小学校	白子	平成18年	11年

## (2) 中学校の施設状況

	学校名	地区	建築年度	築年数
1	白子中学校	白子	昭和36年	56年
2	大木中学校	箕田	昭和37年	55年
3	千代崎中学校	玉垣	昭和37年	55年
4	白鳥中学校	加佐登	昭和39年	53年
5	天栄中学校	栄	昭和45年	47年
6	鼓ヶ浦中学校	白子	昭和53年	39年
7	鈴峰中学校	鈴峰	昭和55年	37年
8	創徳中学校	飯野	昭和58年	34年
9	神戸中学校	河曲	平成21年	8年
10	平田野中学校	国府	平成26年	3年

※建築年度（最も古い建物を対象）は「公共施設カルテ（平成28年度末）」による。ただし、改修年度は記載していない。

# 第3章 学校規模・学校配置の基本的な考え方

## 1 適正規模の考え方

### (1) 学級数の上限について

学校教育法施行規則では12学級以上18学級以下を標準としていますが、義務教育諸学校等の施設の国庫負担等に関する法律施行令では、5学級以下の学校と12学級から18学級までの学校とを統合する場合においては24学級までを適正な学級規模として国庫補助を行うことになっています。

### (2) 学級数の下限について

小学校では、11学級以下の場合には1学級となる学年が存在し、クラス替えができない学年ができるため12学級以上が望ましいといえます。しかしながら、学校の地域におけるコミュニティ形成の役割を考慮する必要があります。

中学校では、小学校よりも多様な人間関係の構築が望まれ、教科担任制が適正に機能するとともに部活動等の確保も考慮する必要があり、国の手引では12学級以上が望ましいとしています。

### (3) 学級規模（人数）について

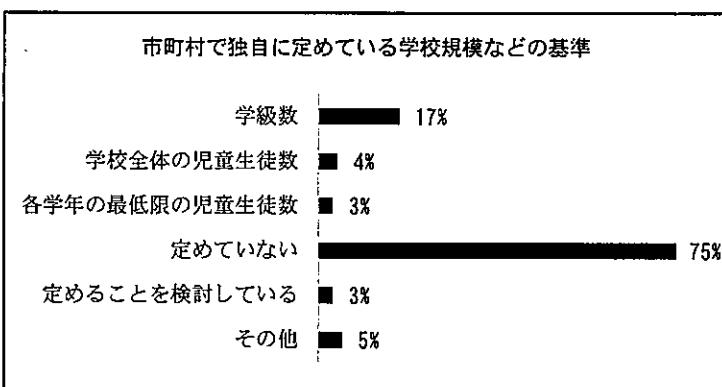
国の手引では、学校規模を検討するに当たり、学級は児童生徒が学校生活の大部分を過ごす基本単位であり、学級規模（人数）を考慮することも極めて重要であるとしています。

また、1学級当たりの下限を定めている自治体もあります。三重県では小学校1、2年生の少人数教育の実施において25人と設定し、他県では教育活動の質を維持するために20人としている事例もあります。

適正化の検討において、特に1学級となる学年がある学校については、学級数と併せて1学級当たりの児童生徒数も考慮する必要があります。

そのような中、国の実態調査では学級数や学校全体の児童生徒数を定めている自治体もある一方で、学校規模の基準を定めていない自治体も多く存在する実態が報告されています。

また、国の手引では、学校規模の標準は弾力的なものであり、地域の事情に応じたきめ細かな分析に基づき行うものであるとしています。



N=1755 (全市区町村) ※複数回答  
【国の実態調査による】

## 2 適正配置の考え方

### (1) 通学距離について

国の手引では、「徒歩や自転車による通学距離は、小学校で4km以内、中学校で6km以内という基準はおおよその目安として妥当」としています。

### (2) 通学時間について

国の手引では、「通学時間について、おむね1時間以内」を一応の目安とし、地域の実情や児童生徒の実態に応じて、1時間以上や1時間以内に設定することの可否も含めた判断を行うことが適当であるとしています。

## 3 教育的観点等からの考察

○  
国の手引では、学校の適正規模や適正配置を考える上で、次のとおり義務教育のための教育的観点に加え、地域コミュニティの核としての性格への配慮も必要としています。

### (1) 教育的観点

小中学校は、教科等の知識や技能等を習得するだけではなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や判断力、表現力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることが重要になります。そのためには、一定規模の集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員が配置されていることが望ましいことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。

また、適正規模の検討は様々な要素が絡む困難な課題ですが、飽くまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に捉え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきものであることに留意し、これからの中学校の在り方について、保護者や地域等と共に理解を図りながら検討していく必要があります。

### (2) 地域コミュニティの核としての性格への配慮

小中学校は、児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有しており、防災、保育、地域交流の場等、様々な機能を併せ持っています。

また、学校教育は、地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格を持っています。

このため、適正規模や適正配置の具体的検討については、行政が一方的に進める性格のものではなく、学校が持つ多様な機能にも留意し、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である未就学児の保護者の声も重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど「地域と共にある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれます。

## 4 小規模校・大規模校の考え方

学校は、児童生徒に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、多様な考え方や価値観に触れ、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要となります。このような教育を行う上では、一定規模の児童生徒の集団が確保されていることが望されます。

国の手引では、児童生徒にとってのより良い教育環境を整えていくためには、小規模校及び大規模校の特性等を考慮し、規模の適正化についての検討が必要であるとしています。

### (1) 対策の優先順位の考え方

将来的に発生することが見込まれる学級数の少ない過小規模校と学級数の多い過大規模校については、保護者や地域等と十分な協議を行い、課題の対応について速やかに検討を始めが必要です。

### (2) 現状を存続する場合の対応

学校の地域コミュニティとしての役割を考慮して、複式学級のある過小規模校を存続させる場合や、通学区域の変更が困難なため、過大規模校を存続させる場合も想定されます。その理由として、通学や買物といった日常生活においては、自宅を中心に最寄りの駅や公共施設、河川等を範囲に小学校区、中学校区で生活圏が出来上がり、地域的にまとまっているためです。

このような歴史的な背景においては、学校規模のメリットの最大化とデメリットの緩和を図り、学校の存続化に向けた手法を講じることになります。一方で、保護者や地域等からの統廃合に向けた要望や政策的な教育環境の新たな創造に対しては、学校規模の適正化を図る手法の検討が必要です。

### (3) 地理的要因や地域の事情による考え方

地理的要因や地域バランスにより、学校の統廃合が困難で小規模校を存続させが必要であると考えられる地域、学校が地域コミュニティの存続に決定的な役割を果たしている等の地域、一旦休校とした学校をコミュニティの核として再開することを検討する地域等も存在することから、地域の事情を尊重することが必要です。

## ① 小規模校のメリット・デメリット

小規模校については、以下のようなメリット・デメリットがあります。

小規模校や複式学級のある過小規模校を存続させる場合には、そのメリットを最大化するため、少人数を生かした指導の充実、特色のあるカリキュラム編成、また、デメリットの緩和策として、ICTを活用した遠隔授業の実施、社会性の涵養や多様な考えに触れる機会の確保、切磋琢磨する態度や向上心を高める方策などを検討します。

### ○ 複式学級

複式学級とは、二つ以上の学年をひとまとめにし、一つの学級に編制することです。複式学級では、年長者が年少者に教える等、相互に学び合う姿勢が育まれるといったメリットがある一方で、教師が複数の学年を同時に指導することから、きめ細かな指導を行いにくいデメリットもあります。

### ○ ICTを活用した遠隔授業

ICTによる遠隔授業とは、学校の存続や学校統廃合の困難な過小規模校等に対して、ICTを活用してほかの学校と結び、児童生徒同士の学び合い体験を通じた学習活動の充実などを図る方策です。現在、国においては、遠隔授業の実施方法や機器配置の在り方などを取りまとめるための実証を行っています。

図表 小規模校のメリット・デメリット

(文部科学省「学校規模によるメリット・デメリット(例)」等参照)

	メリット	デメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"><li>・一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導を行いやすい。</li><li>・学校行事や部活動などにおいて、一人ひとりの活動機会を設定しやすい。</li><li>・教材や教具を一人ひとりに行き渡らせやすい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・多様な考え方方に触れる機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。</li><li>・集団活動に制約が生じやすい。</li><li>・多様な学習・指導形態をとりにくい。</li></ul>
生活面	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童生徒間の人間関係が深まりやすい。</li><li>・学年内、異学年間の交流が生まれやすい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。</li><li>・男女比に偏りが生じやすい。</li></ul>
学校運営面	<ul style="list-style-type: none"><li>・教職員間の意思疎通、連絡調整が図りやすい。</li><li>・学校が一体となって活動しやすい。</li><li>・地域の協力による郷土の教育資源を最大限に生かした活動が展開しやすい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・経験や教科等の面で、バランスのとれた教職員配置をとりにくい。</li><li>・中学校では各教科の免許をもつ教員を配置しにくい。</li><li>・教職員間でのOJT、情報交換、相談や協力が行いにくい。</li><li>・教職員に複数校務が集中しやすい。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・保護者や地域との連携が図りやすい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・PTA活動等での保護者の負担が大きくなりやすい。</li></ul>

## ② 大規模校のメリット・デメリット

大規模校については、以下のようなメリット・デメリットがあります。

大規模校を存続させる場合には、そのメリットを最大化するため、多様な学習・指導形態やカリキュラムの充実、また、デメリットの緩和策として、教員配置や少人数指導などの対応を検討します。

図表 大規模校のメリット・デメリット

(文部科学省「学校規模によるメリット・デメリット（例）」等参照)

	メリット	デメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"><li>・集団の中で、多様な考え方と触れ、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしやすい。</li><li>・学校行事や教育活動に活気が生じやすい。</li><li>・グループ学習や習熟度別学習、部活動など、多様な学習・指導形態を取りやすい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・教職員による児童生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。</li><li>・学校行事や部活動などにおいて、一人ひとりの活動機会を設定しにくい。</li><li>・教材や教具を一人ひとりに行き渡らせにくい。</li></ul>
生活面	<ul style="list-style-type: none"><li>・クラス替えがしやすいため、豊かな人間関係の構築が図られやすい。</li><li>・社会性や協調性等を育みやすい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・学年内の結び付きが中心となり、異学年間の交流が生まれにくい。</li><li>・同学年でもお互いの名前を知らない等、人間関係が希薄化する。</li></ul>
学校運営面	<ul style="list-style-type: none"><li>・経験や教科等の面で、バランスのとれた教職員配置を行いやすい。</li><li>・中学校では各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。</li><li>・教職員間でのOJT、情報交換、相談や協力が行いやすい。</li><li>・校務の分担を行いやすい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・教職員間の意思疎通、連絡調整を図りにくい。</li><li>・施設や設備の利用に制約が生じやすい。</li><li>・地域の協力による郷土の教育資源を最大限に生かした活動が展開しにくい。</li><li>・中学校では学級によって指導内容や進度が異なることがある。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・PTA活動等における保護者の負担を分散しやすい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・保護者や地域との連携が図りにくい。</li></ul>

## 5 アンケート調査結果

### (1) アンケート調査の実施概要

#### ① 調査の目的

近年の少子化に伴い、児童生徒数や学級数の減少を把握することや、今後も減少が見込まれることを現実的な社会問題と認識した上で将来を展望することが必要となります。

そのため、鈴鹿市教育振興基本計画における施策の基本的方向「子どもが楽しく安心して学べる環境」の基本事業「学校規模の適正化」に関して、これからの方針等を示す基本方針を策定するために、保護者や学校運営に関わる方の考え方や意向をアンケート形式でサンプル調査しました。

#### ② 調査の設計

##### ア 調査対象者

アンケート調査票は、分析を考慮してAからCまでの3種類を作成し、それぞれの対象者に分けて実施しました。

	対象者	人数
A	各市立小中学校の保護者（PTA役員等）	各学校 10人
	未就学児の保護者（保護者会役員等）	各施設 5人
	学校運営協議会委員（PTA役員及び教職員を除く）	全員
B	各市立小中学校の教員	各学校 10人
C	各市立小中学校の児童生徒	各学校 5人程度

※PTA役員と学校運営協議会委員を兼任している方は、保護者の立場で回答。

※未就学児の保護者については、市内23地区に立地する幼稚園、保育所、認定こども園、つどいの広場事業実施施設等の内から、全地区最低1か所は把握することとした。

##### イ 調査時期

平成29年8月25日（金）～9月15日（金）

##### ウ 対象者数

計1,454人

### ③ 配付回答状況

	対象者	配付数	回答数	回答率
A	各市立小中学校の保護者	175	686	80.2%
	未就学児の保護者	399		
	学校運営協議会委員	281		
B	各市立小中学校の教員	398	398	100%
C	各市立小中学校の児童生徒	201	201	100%
	合計	1,454	1,285	88.4%

#### ④ 集計方法

AからCまでの3種類の調査票の全項目の回答について単純集計を行いました。

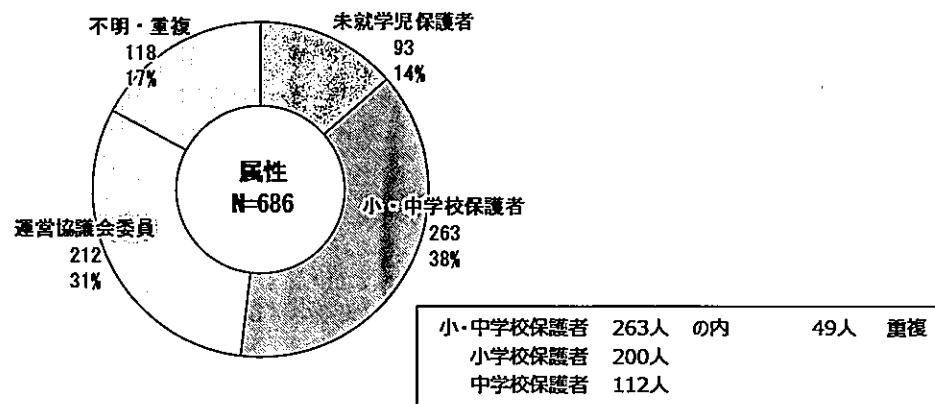
なお、集計結果については、全て小数点以下第2位を四捨五入しています。

## (2) 調査結果の概要

本アンケート調査では、学校規模の適正化・適正配置の主旨から、学級編制や通学条件、小規模校や大規模校対策の手法等についての設問を設けました。回答者の属性や主な設問の結果については次のとおりです。

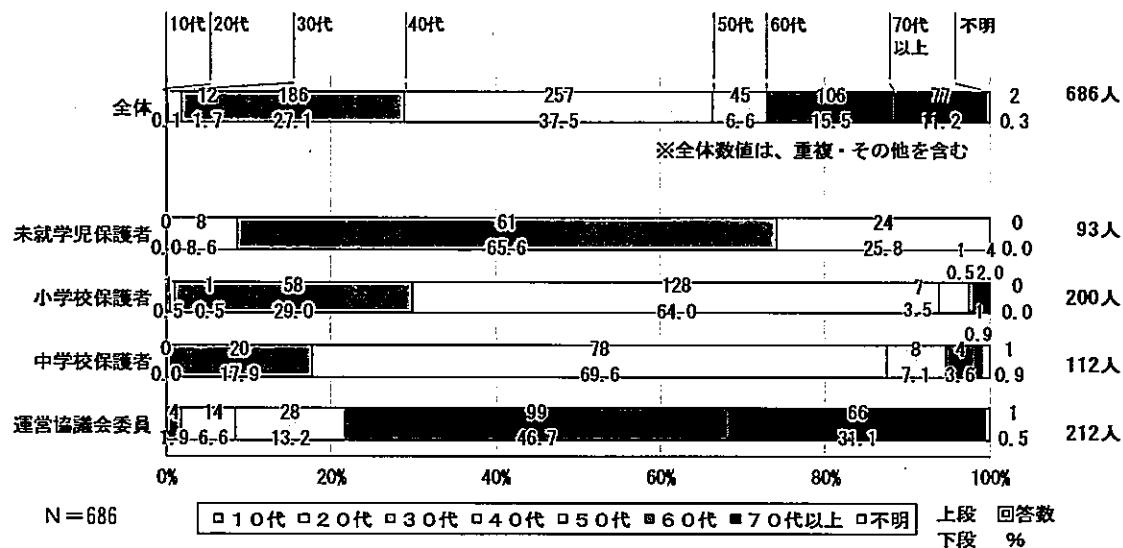
### ① 回答者属性

【A 未就学児・小中学校児童生徒の保護者、学校運営協議会委員】



※ 重複・その他 → 未就学児と小中学校児童生徒両方の保護者、運営協議会委員と保護者で重複している回答者等。

※ 属性の「N」は回答者数を、回答総数は複数回答可能な設問の合計数を表しています。



※ B(教員)とC(児童生徒)の属性は省略しています。

回答者の世代構成は、40代で37.5%と最も多く、次に30代で27.1%，60代で15.5%となりました。

## ② 設問ごとの結果

### ア 1学級の人数について

小中学校における1学級の人数についての設問では、教員、児童生徒ともに同様の傾向で「26人～30人」の回答が最も多く、次に「21人～25人」となり、全体では「21人～25人」「26人～30人」の合計が79.1%となりました。

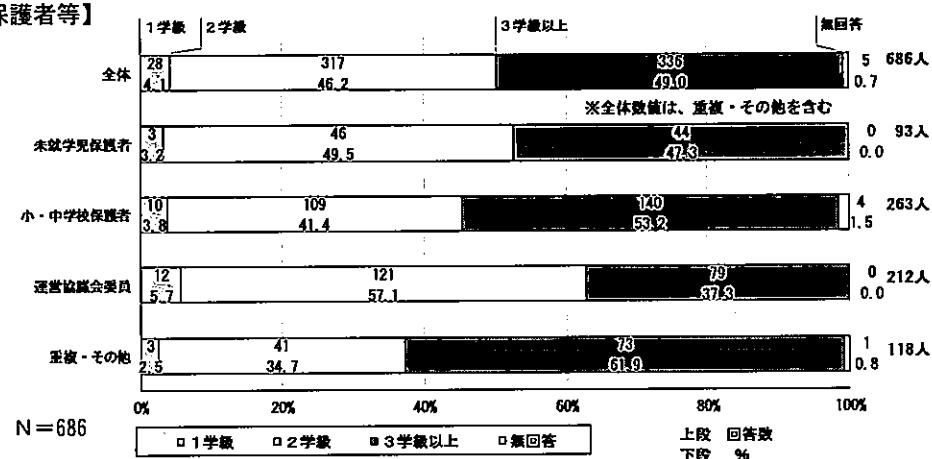
### イ 1学年の学級数について

小学校における1学年の学級数についての設問では、保護者等、教員及び児童からの回答で、ともに「2学級」「3学級以上」がほぼ同数で多く、「2学級」「3学級以上」を併せて全体の95.4%となりました。保護者等、教員の理由は「たくさんの先生や友だちから、多様な考えに触れる機会がある」が最も多く、児童は「いろいろな考え方を持った同級生がいるので、たくさんの方を知ることができます」が最も多くなりました。

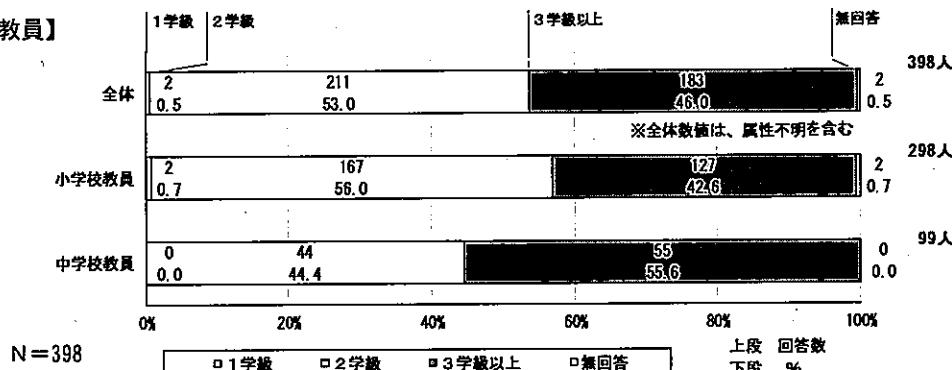
また、中学校の保護者等、教員及び生徒からは「3～5学級」の回答が全体の79.5%、「6学級以上」も含めると全体の98.0%となり、その理由は小学校と同様となりました。

1学年の適当な学級数についての設問（小学校）

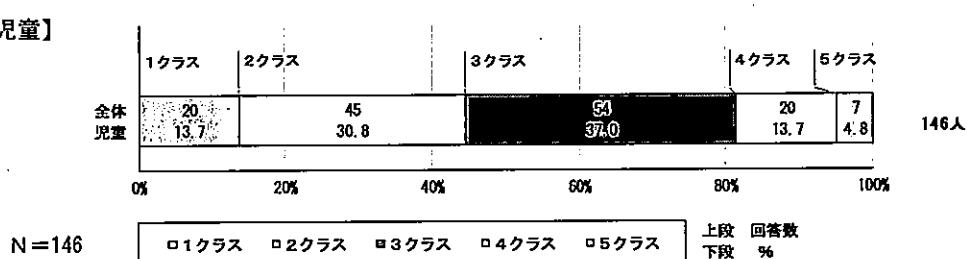
#### 【保護者等】



#### 【教員】

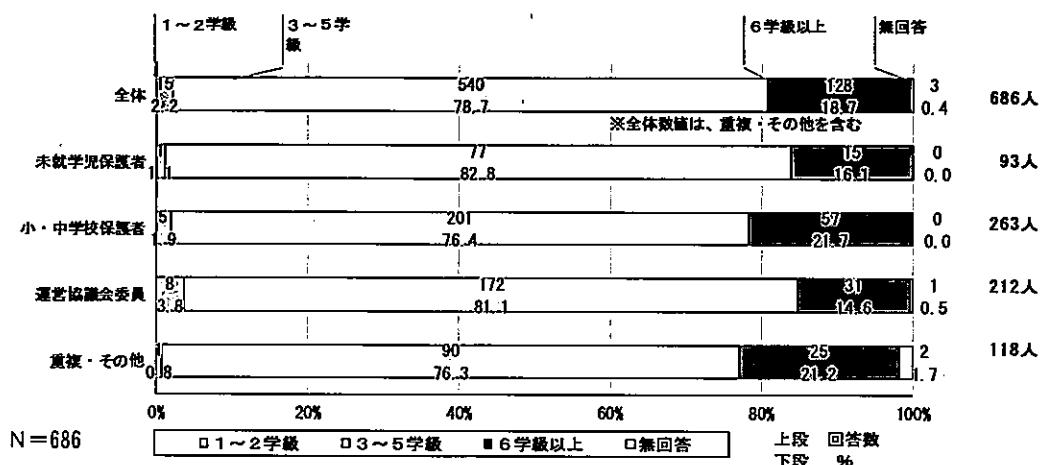


#### 【児童】

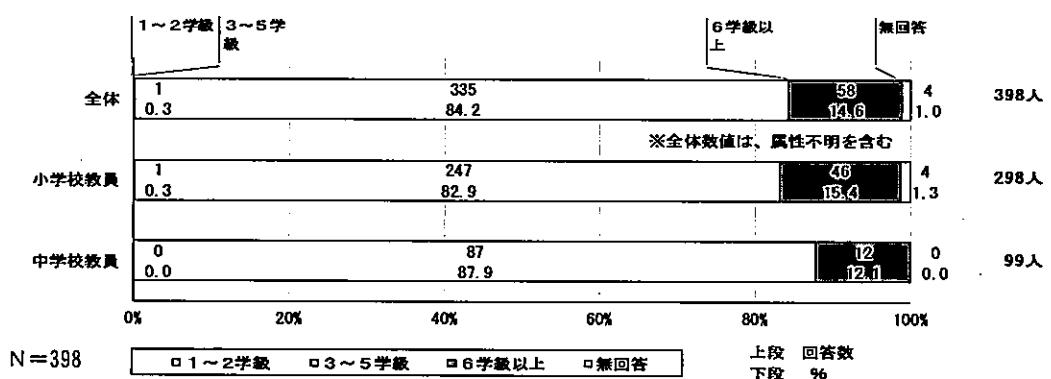


1学年の適当な学級数についての設問（中学校）

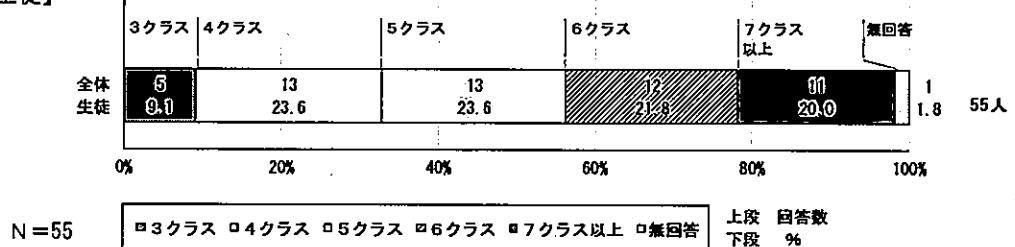
【保護者等】



【教員】



【生徒】



## ウ 通学について

通学時間（距離）についての設問では、小学校、中学校ともに回答者の属性に関係なく同様の傾向で、小学校における通学可能な時間（距離）の範囲は「30分以内」が49.8%と最も多く、次に「45分以内」が32.9%となり、現在の通学時間（距離）の目安（上限）である「60分以内」では10.5%の回答がありました。

中学校における同様の設問では、「30分以内」が40.5%と最も多く、次に「45分以内」が34.4%となり、現在の通学時間（距離）の目安（上限）である「60分以内」では、20.0%の回答がありました。

児童生徒の回答では、現在の通学時間（距離）は、「ちょうどよい」という回答が最も多く、「近い」「少し近い」を含めると、全体の65.7%となりました。

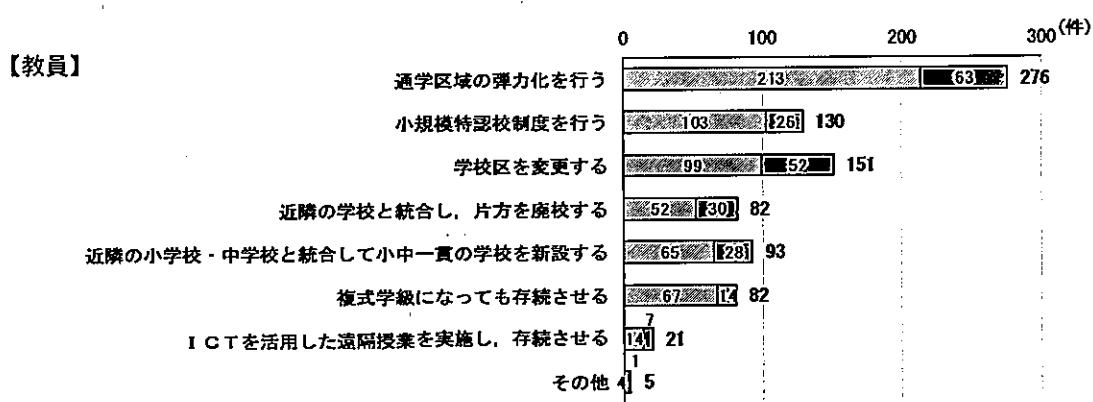
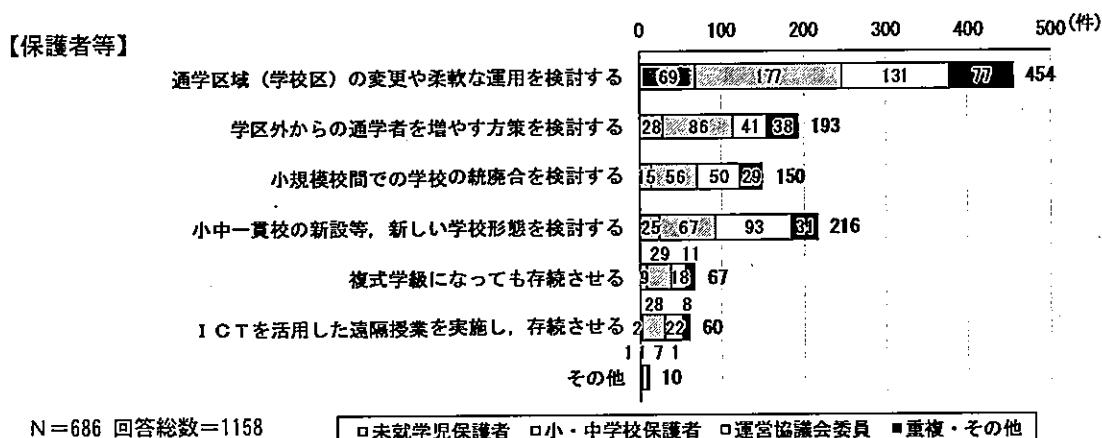
また、児童生徒の通学について最も重要なと考えるものについての設問では、保護者・学校運営協議会委員、教員ともに「通学路」とした回答が51.2%と最も多くなりました。

## エ 小規模校及び大規模校への対策について

小規模校への対策についての設問では、保護者・学校運営協議会委員は「通学区域（学校区）の変更や柔軟な運用を検討する」が最も多く、教員は「通学区域の弾力化を行う」と「学校区を変更する」が多くなりました。

また、大規模校でも、保護者・学校運営協議会委員は「通学区域（学校区）の変更や柔軟な運用を検討する」と「学区外へ通学できるための方策を検討する」が多く、教員は「通学区域の弾力化を行う」が最も多くなりました。小規模校、大規模校のいずれにしても、従来の通学区域の再検討による対策についての回答が多くなる結果となりました。

小規模校への対策についての設問（複数回答）

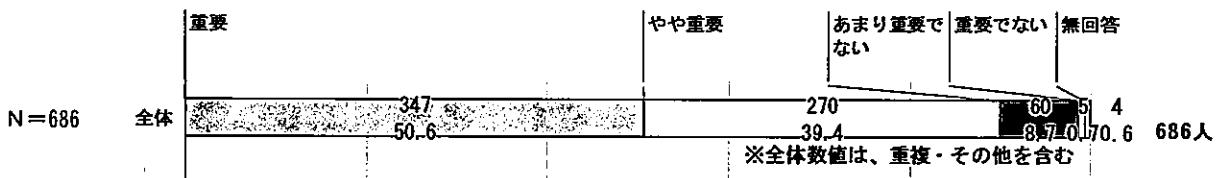


それぞれの対策として通学区域の変更や柔軟な運用への回答が多いですが、学校区の範囲を設定する設問においては、児童生徒が学校生活を送る上で、望ましい学級数やクラス人数となるよう考えることを「重要」「やや重要」とする回答が90.0%となりました。

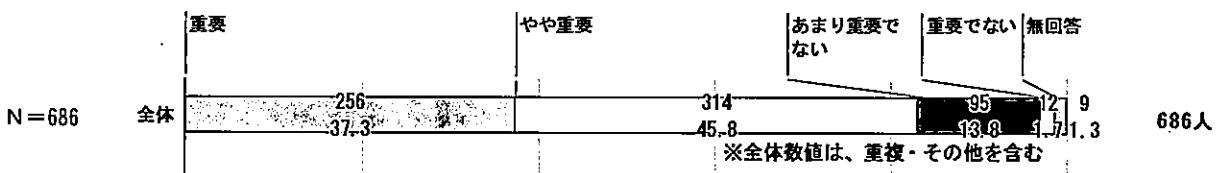
また、自治会や行政区との関係性については、下のグラフのとおりとなりました。

#### 学校区の範囲を設定することについての設問

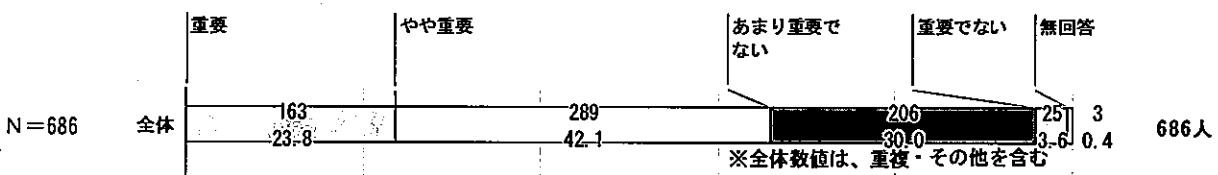
児童生徒が学校生活を送る上で、望ましい学級数やクラス人数となるよう考えること



近隣の友人（同じ自治会に所属）と同じ学校（同じ学校区）に通うこと



学校区と行政区（地区市民センター）の範囲が一致するように考えること

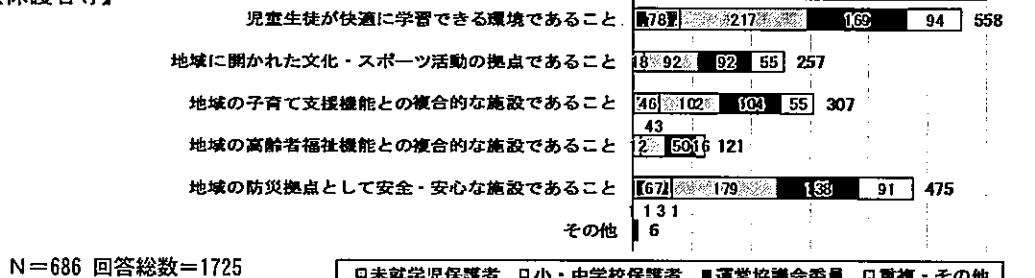


#### 才 学校の機能について

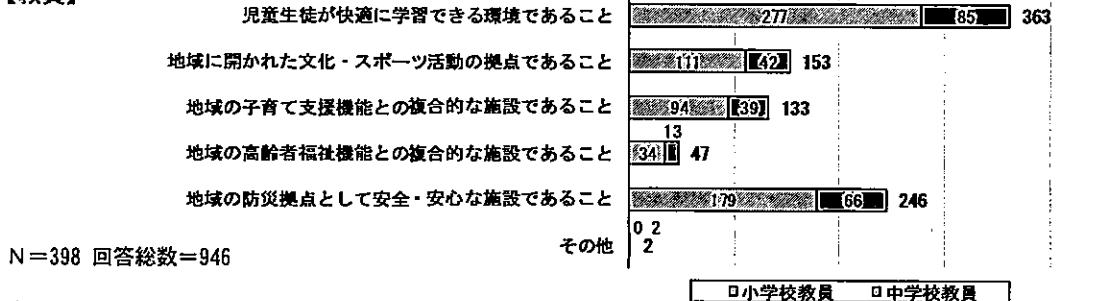
地域コミュニティにおいて学校に必要な機能についての設問では、「児童生徒が快適に学習できる環境であること」の回答が最も多く、次に「地域の防災拠点として安全・安心な施設であること」となりました。

地域コミュニティにおいて学校に必要な機能についての設問（複数回答）

##### 【保護者等】



##### 【教員】



## 第4章 本市における適正規模・適正配置の考え方

### 1 本市の考え方

本市における学校規模等の適正化を検討する上で、児童生徒により良い学習環境を提供するほか、基本となる考え方を次のとおりとします。

#### — 三つのポイント —

##### ① 全市的な視点での検討

児童生徒数の将来推計に基づき、規模や配置を全市的な視点で検討します。

##### ② 地域コミュニティへの配慮

学校は地域コミュニティと密接な関係があるため、地域と共に方策を検討しながら進めます。

##### ③ 適正化を図る手法と着手時期の検討

適正化を図る様々な手法と着手時期について時系列で示すことにより、行政の職員配置や地域の世代替わりに対応できるようにします。

学校の規模や配置に当たる基準は、次のとおりとします。

#### 【適正規模】

本市の小中学校においては、小中学校普通学級数の試算（22ページ）から、将来的に過小規模校が発生することが見込まれる一方、現在、大規模校や過大規模校とされている学校は、今後、適正規模校に推移していくことが見込まれます。

また、学級編制においては、本市独自で導入し、目指す過密解消学級編制（20ページ）により、学級数が多くなる実態もあります。

本市の適正規模については、学級数を基準とし、小学校では地域コミュニティ形成等の考慮や一定規模確保の観点から、12学級から24学級までとします。

また、中学校では各学年が3学級で計9学級になった場合でもクラス替えが可能であり、教科指導等にも大きな支障がないと考えられるため、9学級から24学級までとします。

#### 【適正配置】

適正配置については、適正配置の考え方（8ページ）から、全ての小中学校が通学距離及び通学時間についておおむね国の基準を満たしていることから、適正に配置されているといえます。

本市の適正配置については、児童生徒の通学上の負担面や事故・事件等の安全面などに配慮し、地域の実態等も踏まえ、通学距離は、小学校で4km以内、中学校で6km以内、通学時間についてもおおむね1時間以内を目安とします。

学校の規模や配置に当たっては、今後の児童生徒数の見通しや望ましい学級規模（人数）、地域コミュニティ、通学区域など、様々な要素を満たすことが理想とされますが、国の手引や国の実態調査（7ページ）も考察の上、小中学校普通学級数の試算による学級数、通学距離及び通学時間から、現在の学校の配置を基準とした検討を進めます。

図表 本市における適正規模・適正配置（通学距離及び通学時間）の考え方

	適正規模	適正配置	
		通学距離	通学時間
小学校	12～24学級 (1学年2～4学級)	おおむね4km以内	おおむね1時間以内 (※通学上の安全面の配慮)
中学校	9～24学級 (1学年3～8学級)	おおむね6km以内	

図表 平成29年5月1日現在の小学校の状況（普通学級数）

	過小規模校	小規模校		適正規模校	大規模校	過大規模校
基準	5学級以下 (複式学級あり)	6学級 (各学年1学級)	7～11学級	12～24学級	25～30学級	31学級以上
学校	なし	天名小 合川小 井田川小 椿小 深伊沢小 庄内小	鼓ヶ浦小 栄小 郡山小 明生小 鈴西小	国府小 庄野小 加佐登小 牧田小 清和小 石薬師小 白子小 愛宕小 飯野小 河曲小 一ノ宮小 長太小 箕田小 若松小 神戸小	旭が丘小 桜島小 稻生小 玉垣小	なし

図表 平成29年5月1日現在の中学校の状況（普通学級数）

	過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校	
基準	5学級以下	6～8学級	9～24学級	25～30学級	31学級以上	
学校	なし	なし	平田野中 白鳥中 千代崎中 天栄中	創徳中 大木中 鼓ヶ浦中 鈴峰中	神戸中	白子中

## 2 学級数の算定

### (1) 学級編制の設定

普通学級における標準学級編制は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律で定められていますが、本市では、児童生徒数の推計から学級数を算定するに当たり、次の学級編制の内、学級数が最大となる「過密解消学級編制」を基に検討します。過密解消学級編制とは、児童生徒一人ひとりの実態や各学校の課題に応じたきめ細かな教育を施すために本市が独自で導入し、目指している学級編制方法です。

なお、1学級の児童生徒数は以下の図表のようになっています。

図表 普通学級の編制

校種	学年	標準学級編制	みえ少人数学級編制	過密解消学級編制
小	1年	35人	35人以下	30人以下
	2年	40人	35人以下	30人以下
中	1年	40人	35人以下	35人以下
小・中	他の全学年	40人	40人以下	35人以下

同法では、二つ以上の学年をひとまとめにし、一つの学級に編制したものを複式学級としており、複式学級編制についても次のとおり定めています。

なお、本市においては、現在のところ複式学級はありません。

図表 複式学級とする基準

校種	複式学級編制
小	連続する学年の人数の合計が16人以下 (ただし、第1学年の児童を含む学級にあっては8人)
中	連続する学年の人数の合計が8人以下

また、特別支援学級については、知的障がいや肢体不自由等、障がいの状態に応じて学級を編制することとされています。同法では、二つ以上の学年で学級編制する場合について、次のように定めています。

図表 特別支援学級の編制

校種	特別支援学級の編制
小・中	8人

## (2) 普通学級数の試算

児童生徒数の将来的な見通しとして、人口減少や少子化の流れを変えられる要因を見出せない中、基本推計（4ページ）を基に20年先までの児童生徒数の推計を行い、学区外通学、転出入及び市立小中学校以外への進学等を考慮し、本市が目指す過密解消学級編制により学級数を算定しました。

算定結果は、次ページのとおりで、目安として5年ごとの児童生徒数と普通学級数を記載しています。

平成29年5月現在においては、小学校の普通学級数は6学級から29学級まで、中学校の普通学級数は9学級から31学級まであり、過大規模校や各学年1学級の小規模校が存在しています。

今後の児童生徒数の推計を基に学級数を算定すると、複式学級がある過小規模校や各学年1学級となる新たな小規模校の発生、また、学級数が適正規模を超えたままの大規模校の存在が想定されます。

なお、既に実施している小規模特認校制度や通学区域弾力化制度を継続するか否かで学級数は変化します。

**小規模特認校制度**：特色ある教育活動を行う小規模な学校において、市内全域を通学区域として認める制度。

**通学区域弾力化制度**：大規模校対策として、特定の地域に在住する児童生徒について、一定の条件の下、指定校以外の隣接する学校への就学を認める制度。

図表 小中学校普通学級数の試算(基本推計、過密解消学級編制(20ページ 参照)による)

▲過小規模校 △小規模校 ◎適正規模校 □大規模校 ■過大規模校

	小学校名	H29 実数		H34		H39		H44		H49	
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1	国府小	363	◎ 13	317	◎ 12	357	◎ 12	330	◎ 12	318	◎ 12
2	庄野小	322	◎ 12	250	◎ 12	197	△ 8	195	△ 8	198	△ 8
3	加佐登小	332	◎ 12	248	△ 11	259	◎ 12	270	◎ 12	260	◎ 12
4	牧田小	405	◎ 14	415	◎ 16	320	◎ 12	285	◎ 12	267	◎ 12
5	清和小	285	◎ 12	319	◎ 13	279	◎ 12	254	◎ 12	245	◎ 12
6	石薬師小	308	◎ 12	214	△ 11	202	△ 10	187	△ 7	173	△ 6
7	白子小	433	◎ 16	396	◎ 14	317	◎ 12	285	◎ 12	277	◎ 12
8	桜島小	766	□ 26	667	◎ 23	571	◎ 19	530	◎ 18	533	◎ 18
9	旭が丘小	862	□ 29	875	□ 30	698	□ 25	628	◎ 20	610	◎ 20
10	鼓ヶ浦小	157	△ 7	121	△ 6	114	△ 6	104	△ 6	92	△ 6
11	愛宕小	424	◎ 15	458	◎ 16	286	◎ 12	266	◎ 12	255	◎ 12
12	稻生小	728	□ 25	724	□ 25	588	◎ 21	579	◎ 20	654	◎ 23
13	飯野小	588	◎ 21	710	□ 26	541	◎ 18	502	◎ 18	502	◎ 18
14	明生小	266	△ 11	280	△ 11	189	△ 7	173	△ 6	163	△ 6
15	河曲小	502	◎ 18	522	◎ 19	468	◎ 17	453	◎ 18	454	◎ 18
16	一ノ宮小	484	◎ 18	488	◎ 18	361	◎ 12	348	◎ 12	343	◎ 12
17	長太小	373	◎ 14	284	◎ 12	237	◎ 12	226	◎ 12	224	◎ 12
18	箕田小	288	◎ 12	235	△ 11	199	△ 10	199	△ 8	197	△ 8
19	玉垣小	748	□ 26	796	□ 27	637	◎ 22	588	◎ 20	587	◎ 20
20	若松小	341	◎ 12	245	△ 11	200	△ 10	201	△ 8	183	△ 6
21	神戸小	621	◎ 21	630	◎ 21	497	◎ 18	469	◎ 18	463	◎ 18
22	栄小	199	△ 8	164	△ 6	171	△ 6	150	△ 6	116	△ 6
23	郡山小	248	△ 10	162	△ 6	177	△ 7	155	△ 6	120	△ 6
24	天名小	110	△ 6	92	△ 6	81	△ 6	66	△ 6	63	△ 6
25	合川小	92	△ 6	84	△ 6	73	△ 6	74	△ 6	62	△ 6
26	井田川小	153	△ 6	135	△ 6	133	△ 6	120	△ 6	134	△ 6
27	鈴西小	240	△ 11	180	△ 8	169	△ 6	156	△ 6	147	△ 6
28	椿小	131	△ 6	104	△ 6	109	△ 6	92	△ 6	77	△ 6
29	深伊沢小	143	△ 6	130	△ 6	117	△ 6	95	△ 6	86	△ 6
30	庄内小	87	△ 6	75	△ 6	73	△ 6	51	▲ 5	42	▲ 4
	計	10,999	411	10,320	401	8,620	342	8,031	324	7,845	323

	中学校名	H29 実数		H34		H39		H44		H49	
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1	平田野中	446	◎ 14	430	◎ 14	376	◎ 12	364	◎ 12	353	◎ 12
2	創徳中	685	◎ 20	588	◎ 18	688	◎ 22	517	◎ 15	489	◎ 15
3	白鳥中	507	◎ 15	414	◎ 14	325	◎ 11	298	◎ 9	281	◎ 9
4	神戸中	861	□ 25	811	□ 25	790	◎ 23	607	◎ 18	587	◎ 18
5	大木中	445	◎ 15	397	◎ 13	300	◎ 10	272	◎ 9	256	◎ 9
6	千代崎中	568	◎ 17	566	◎ 18	571	◎ 18	391	◎ 12	367	◎ 12
7	白子中	1,062	■ 31	1,006	□ 30	885	□ 27	697	◎ 21	675	◎ 21
8	鼓ヶ浦中	448	◎ 15	397	◎ 12	335	◎ 11	299	◎ 9	274	◎ 9
9	天栄中	373	◎ 12	431	◎ 13	333	◎ 11	353	◎ 12	279	◎ 9
10	鈴峰中	288	◎ 9	271	◎ 9	199	△ 7	201	△ 6	173	△ 6
	計	5,683	173	5,311	166	4,802	152	3,999	123	3,734	120

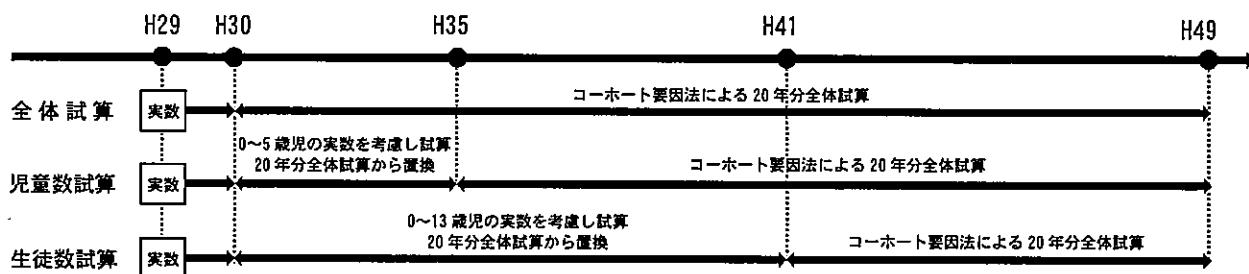
## 【図表「小中学校普通学級数の試算」についての説明】

- ① 児童生徒数や小中学校普通学級数の試算は、人口統計で用いられる推計法による推計であるため、年ごとの実出生数や入学する児童生徒数の変化について留意する必要があります。
- ② 本推計は、「コーホート要因法」※1という推計法により、平成24年及び平成29年3月末時点の住民基本台帳人口、国立社会保障・人口問題研究所が公表している出生率（平成32年1.54、平成37年以降1.51）を使用して、20年後までの人口試算を行っています。推計手順は、市内の人口を地区市民センター単位に分類し、それを小学校区、中学校区単位に組み替えて、児童生徒数を試算しています。

### ※1 コーホート要因法

人口推計手法の一つで、年齢階層それぞれの人口動態を基に将来を予測する方法。

- ③ 小学校は平成35年度まで、中学校は平成41年度までの児童生徒数については、既に生まれている0歳から13歳児（現中学2年生）までの実数を考慮し、私立学校への進学等の社会的な移動条件を加味した試算をしています。（②の20年分の全体試算に、本期間のみ実数を考慮した推計に置換。）



- ④ 学級数はそれぞれの学年ごとに定め、各学校の合計数を記載しているため、例示のとおり、全校児童生徒数が減少しても、学年単位の学級編制の関係から、学校全体の学級数が増加することがあります。

例) 3年生と4年生の場合（1学級は40人編制）

		3年生	4年生	合計
H29	児童数	90人	119人	209人
	学級数	3学級	3学級	6学級
H30	児童数	121人	82人	203人
	学級数	4学級	3学級	7学級

- ⑤ 合川小学校は、平成27年度以降、小規模特認校制度を実施しており、同制度を利用して、毎年3人から5人までの新1年生が入学する条件で試算しています。

- ⑥ 白子中学校は、平成28年度以降、通学区域弾力化制度を実施しており、同制度を利用して、天栄中学校に各学年40人が通学する条件で試算しています。

- ⑦ 本推計は、住民基本台帳により、年ごとの実出生数や居住者数の変化を考慮した定期的な見直しが可能です。

### (3) 特別支援教育

障がいのある児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため適切な指導及び支援が必要なことから、本市では、知的障がいや肢体不自由等の特別支援学級を各学校に設置しています。

また、必要に応じて通級指導教室を設置し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされる児童生徒について、別教室での指導により支援をしています。

学校規模適正化において、学校ごとの学級数を試算するに当たっては、普通学級数と併せて、特別支援学級や通級指導教室も考慮します。

図表 平成29年5月1日現在の特別支援学級の設置状況

	設置学校数	設置学級数
小学校	30校	計60学級
中学校	10校	計23学級

図表 平成29年5月1日現在の通級指導教室の設置状況

	言語	難聴	発達障がい等
設置数	3校	1校	3校

## 3 小規模校・大規模校の対応

本市の小中学校は、小中学校普通学級数の試算(22ページ)のとおり、今後において、過小規模校や新たな小規模校の発生が予想されます。

適正化を進めるに当たっての学校の統廃合は、国の手引にもあるとおり、地域住民や学校の支援組織と十分な理解や協力を得ながら進めていくことが重要であり、一方では、地理的状況や地域の実情、小規模校の教育上の利点も考慮し、総合的な判断で小規模校を残して充実させるケースも考えられます。

このため、学校の統廃合については、行政が一方的に実施するのではなく、学校の諸事情や保護者や地域等との協議により、その結果、小規模校のまま存続させることになった場合は、小規模校におけるメリットの最大化やデメリットの緩和策についても検討します。

(10ページ参照)

また、現在存在する過大規模校や大規模校については、将来的には適正規模への推移が予想されます。今後も、保護者や地域等と協議を行い、通学区域の弾力化や通学区域の見直し等の手法について検討しますが、その結果、大規模校のまま存続させることになった場合は、大規模校におけるメリットの最大化やデメリットの緩和策についても検討します。

(11ページ参照)

# 第5章 学校の適正規模・適正配置の実現に向けた方策

## 1 学校規模の適正化を図る手法

第4章の学校規模や配置基準及び今後の推計に基づき、学校規模の適正化を図る必要がある学校については、以下の具体的な手法を保護者、地域及び行政が一体となって検討します。

検討に当たり、教育上の課題が大きいと考えられる過小規模校及び過大規模校については直ちに検討と対応を始め、また、小規模校及び大規模校については児童生徒数の推計や学級規模（人数）を考慮の上、当該校及び周辺校の保護者や地域等も含めた遅滞のない検討と対応を行います。

### （1）通学区域の弾力化や通学区域の見直し

通学区域の弾力化とは、特定の地域に在住する児童生徒について、一定の条件の下、指定校以外の隣接する学校への就学を認める制度です。本市では、過大規模校又はそれに準じる大規模校対策として、平成28年度から旭が丘小学校及び白子中学校で実施しており、定員は、就学を希望する学校までの距離が一定条件内の場合に、受け入れる学校の児童生徒数や教室数等を勘案し、教育委員会が毎年度定めています。

通学区域の見直しとは、通学距離や通学経路の安全性などに配慮の上で、隣接する学区との境界を変更することです。区域を見直す際には、小学校区と中学校区との整合、地域の自治会活動や地域づくり協議会活動等との整合など、総合的な調整を行うことが必要です。

### （2）小規模特認校制度

小規模特認校制度とは、特色ある教育活動を行う小規模な学校の一層の活性化を図るとともに、市内全域を通学区域として認める制度です。本市では、将来的な複式学級の解消も念頭において、平成27年度から合川小学校で実施しており、文部科学大臣の指定を受けた教育課程特例校として、全学年での英語教育とICT教育の推進に取り組んでいます。

### （3）統廃合

学校の統廃合は、対象となる学校が過小規模校あるいは小規模校の場合に隣接する学校と統合することによって、適正規模を確保できる場合に実施する方法です。「鈴鹿市公共施設等総合管理計画」の主旨からは、統合を検討する学校のどちらかに統合され、一方（複数ある場合は存続校以外）は、原則、取壊しを検討することとなります。その後、校舎や跡地の活用については、関係法令等を踏まえ、地域と協議しながら検討します。

また、学校の統廃合は、児童生徒、保護者、地域住民及び学校の卒業生等にも影響を及ぼすことから慎重に検討する必要があります。特に小学校については、地域コミュニティの核として、防災、保育、地域交流の場等、様々な機能を有していることから、地域との協議等に時間をかけて丁寧に調整することが必要です。

図表 統廃合において期待できる効果と想定される課題（国の手引からの抜粋）

効果	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・良い意味での競い合いが生まれ、向上心が高まった。</li> <li>・社会性やコミュニケーション能力が高まつた。</li> <li>・友人が増えた、男女比の偏りが少なくなつた。</li> <li>・多様な意見に触れる機会が増えた。</li> <li>・集団遊びが成立するようになった、休憩時間や放課後での外遊びが増えた。</li> <li>・進学に伴うギャップが緩和された。</li> <li>・多様な進路が意識されるようになった。</li> <li>・複式学級が解消された。</li> <li>・クラス替えが可能になった。</li> <li>・より多くの教職員が多面的な観点で指導できるようになった。</li> <li>・グループ学習や班活動が活性化した、授業で多様な意見を引き出せるようになった。</li> <li>・音楽、体育等における集団で行う教育活動、運動会や学芸会、クラブ活動、部活動などが充実した。</li> <li>・校務の効率化が進んだ、教育予算の効果的活用が進んだ。</li> <li>・保護者同士の交流が広がった、PTA活動が活性化した、学校と地域との連携協働関係が強化された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールバス導入による徒歩時間の減少に伴う体力低下。</li> <li>・遠距離通学に伴う放課後の遊び時間や家庭学習時間の減少。</li> <li>・障がいのある児童生徒の一人通学の方法。</li> <li>・通学距離が長くなることによる不審者犯罪や交通事故対策など通学路での安全確保。</li> <li>・学校規模が拡大することによる児童生徒にとっての環境変化への対応。</li> <li>・通学区域の拡大や一部の地域で学校がなくなることによる学校と地域との関係の希薄化。</li> <li>・防災拠点、文化・スポーツの活動拠点、地域コミュニティの精神的支柱としての側面の継承。</li> <li>・統合に伴う膨大な諸事務の計画的な実施。           <ul style="list-style-type: none"> <li>校名、校章、校歌等の決定</li> <li>学校行事の調整</li> <li>備品や図書の整理</li> <li>PTA規約や会計の整理</li> <li>関連規則等の改正</li> <li>廃校後の跡地活用</li> </ul> </li> </ul>

#### (4) 小中一貫校制度

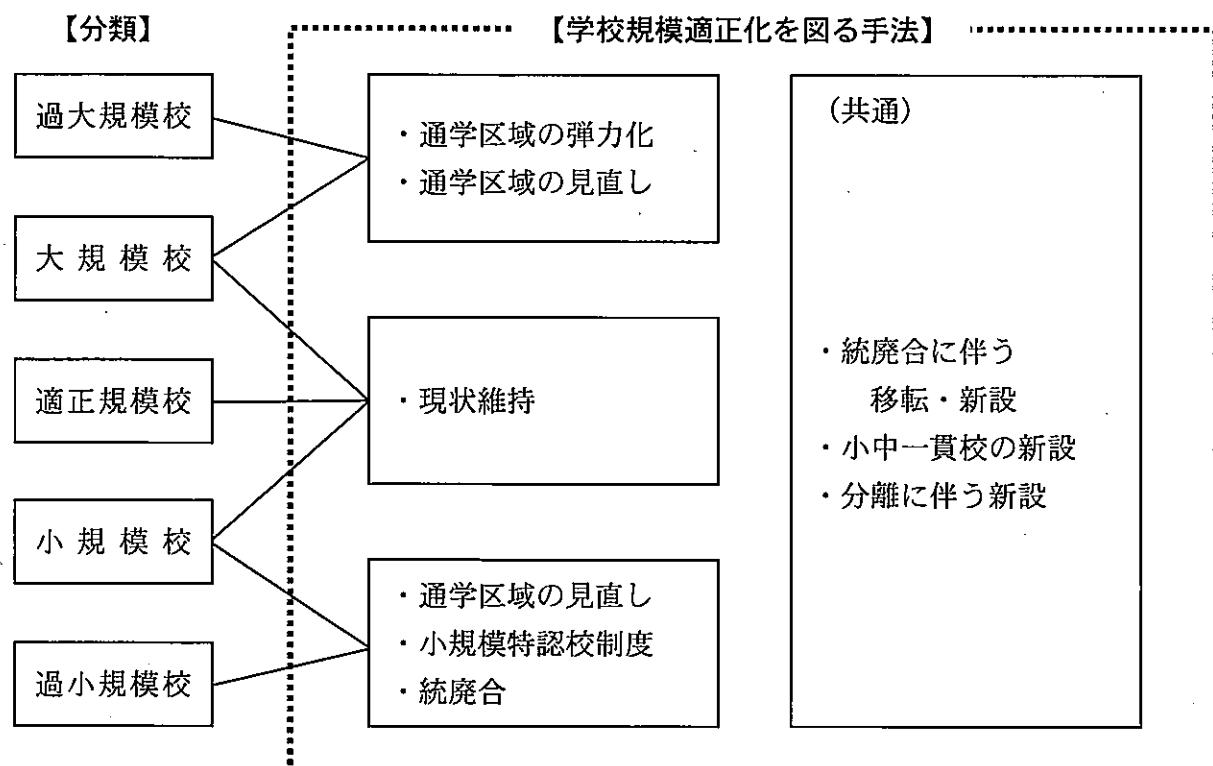
小中一貫校制度は、義務教育9年間を連続した教育課程として捉え、児童生徒・学校・地域の実情等を踏まえて教育の質を高めるため、小学校と中学校の教育を統合する制度です。

また、平成28年4月に施行された改正学校教育法により、9年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類である「義務教育学校」の設置が可能となりました。小中一貫校は、全国各地で開校が増えてきています。例えば、小学校を統合する場合において、中学校を含めて小中一貫校とするなど、学校規模の適正化の一環として取り組むことが考えられます。

図表 小中一貫校制度における期待される成果と想定する課題  
 (文部科学省「小中一貫教育等についての実態調査の結果」から抜粋)

成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習習慣の定着が進んだ。</li> <li>・中学校への進学に不安を覚える児童が減少した。</li> <li>・いわゆる「中1ギャップ」が緩和された。</li> <li>・学習規律・生活規律の定着が進んだ。</li> <li>・上級生が下級生の手本となろうとする意識が高まった。</li> <li>・教員の指導方法の改善意欲が高まった。</li> <li>・小・中学校の教職員間で互いの良さを取り入れる意識が高まった。</li> <li>・小・中学校の教職員間で協力して指導にあたる意識が高まった。</li> <li>・小・中学校共通で実践する取組が増えた。</li> <li>・異校種、異学年、隣接校間の児童生徒の交流が深まった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9年間の系統性に配慮した指導計画の作成・教材の開発。</li> <li>・年間行事予定の調整・共通化。</li> <li>・小中の教職員間での打合せ時間の確保。</li> <li>・小中合同の研修時間の確保。</li> <li>・教職員の負担感・多忙感の解消。</li> <li>・児童生徒の人間関係が固定化しないような配慮。</li> <li>・小学校高学年のリーダー性・主体性の育成。</li> <li>・転出入者への学習指導上・生徒指導上の対応。</li> </ul>

図表 学校規模の適正化を図る手法



## 2 実現に向けた基本手順

### (1) 課題提供と共通理解

学校規模等の適正化に向けては、市内全地区の保護者や地域等関係者に対して、説明会等を通して、本基本方針の内容とともに学校の現状及び将来予測、適正化に向けた手法、検討開始時期のフローチャート(次ページ)等の情報を直ちに提供し、適正化の基本手順についての共通理解を図ります。

### (2) 検討開始時期

検討開始の時期については、原則、小中学校普通学級数の試算(22ページ)を基に全国の他自治体の実例(おおむね5年前)も参考に決定します。(検討開始時期は、地域により異なります。)

学校の規模が5学級以下の過小規模校又は31学級以上の過大規模校となる場合は、直ちに保護者や地域等と手法を検討します。それ以外での小規模校や大規模校となる場合や校区変更や統廃合などのニーズがあった場合においても、保護者や地域等との共通理解を踏まえ、対応を図ります。

特に、将来的に過小規模が見込まれる学校については、統廃合の適否も考慮し、試算表における過小規模校が見込まれる年度のおおむね5年前に当該校の中学校区単位の保護者や地域等の関係者に改めて状況を説明します。

### (3) 具体的手法の流れ

適正化を図るために具体的な手法の流れについては、フローチャートに記載のとおりです。ただし、フローチャートに示した対応案ごとの検討期間は、地域の実情や本市の財政状況などによって変わります。

例えば、当該地域における学校区再編、統廃合や小中一貫校設置などの対応案を検討する場合、基本方針の次のステップとなる個別地域ごとの再配置(再編)計画を策定します。策定に向けては、保護者や地域等との十分な意見交換を行い、本市の財政事情も考慮の上で方向性を示す素案を作成します。この素案に基づき、具体的な実施事業の内容、実施スケジュール等を示した再配置(再編)計画を策定し、保護者や地域等の関係者と協議しながら、必要に応じた修正を加え、手続を開始します。

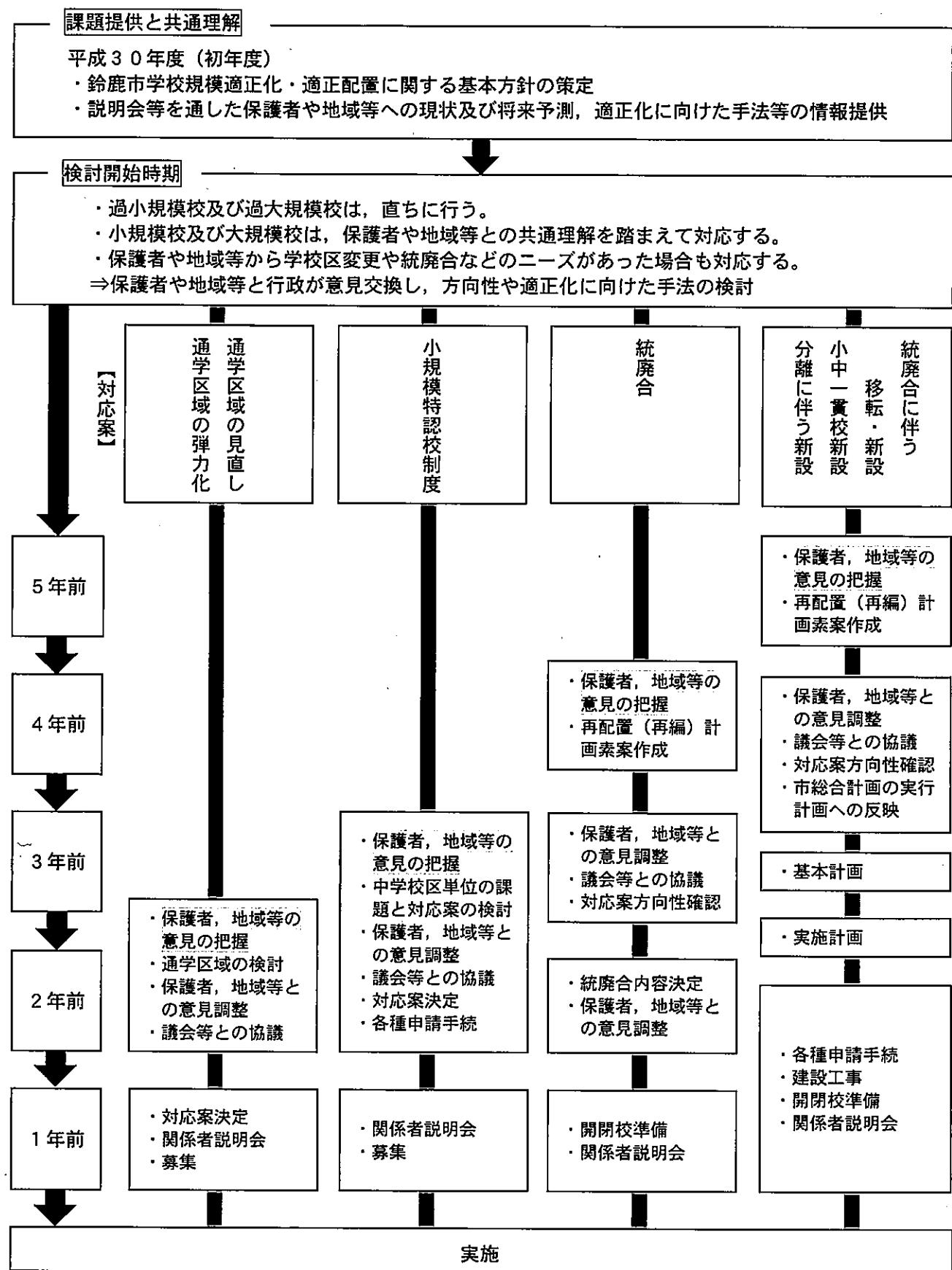
### (4) 学校の移転や新設等

適正化を図るために手法として学校の移転や新設等を行う場合は、保護者や地域等との合意形成をはじめ、本市の総合計画や都市計画との調整、基本設計や実施設計、建設工事、開校準備など、完了までに長い期間を要します。他自治体の視察や事例調査でも、5年程度の期間が必要となっており、さらに、新たな学校用地を取得する場合は、その期間も別途要することから、実施スケジュールを慎重に検討します。

### (5) 児童生徒数推計や基本方針の見直し

検討開始のベースとなる児童生徒数や小中学校普通学級数の試算については、人口統計で用いられる推計法による推計であるため、各地域における宅地分譲や共同住宅建設などの開発状況、年ごとの実出生数や入学する児童生徒数の変化についても留意し、適宜、見直すものとします。それに関連して、この基本方針についても、社会情勢や保護者や地域等のニーズに適するものとなるよう、必要に応じて(5年を目処)見直しを図ります。

図表 実施までの基本手順と検討開始時期のフローチャート



※図表の年数は、児童生徒数や普通学級数の試算から課題が生じると見込まれる年度を基準にしたおよその年数です。

※手法の内、「通学区域の弾力化」や「小規模特認校制度」を継続して実施している場合は、従来どおり1年前に保護者、地域等との意見調整の上、実施します。

### 3 適正化を図る際の留意点

#### (1) 通学路の安全確保

通学区域の見直しや統廃合等の手法によって徒歩や自転車での通学距離が長くなる場合には、保護者や地域等と協議を行い、通学路の安全確保について対応します。

また、徒歩や自転車による通学が甚だ困難であると判断される場合には、別の交通手段の導入を検討します。

#### (2) 児童生徒への配慮

統廃合等の手法による児童生徒の精神的負担を最小限に抑え、学習等活動に影響が出ないよう、また、新たな人間関係を構築できるよう十分配慮します。

#### (3) 保護者や地域等との連携

より良い学習環境の実現や義務教育のための教育的観点だけでなく、地域コミュニティの核としての学校の役割を踏まえ、学校と地域とのつながりや学校が持つ多様な機能について、保護者や学校運営協議会、地域づくり協議会等との協議を行い、また、未就学児の保護者等にも情報を提供します。

#### (4) 市長部局との緊密な連携

統廃合等の手法を検討するに当たっては、施設整備をはじめ、まちづくり戦略の一環として魅力ある学校づくりのために予算支出を伴うことが考えられることから、保護者や地域づくり協議会等のほか、市長部局とも緊密な連携を図ります。

#### (5) 鈴鹿市公共施設等総合管理計画との関係

##### ① 保有量の適正化（統合後の校舎・跡地活用・施設の複合化）

学校の統合が必要となり、その場合に廃校となる校舎等の施設については、「鈴鹿市公共施設等総合管理計画」の主旨に基づき、原則、取壊しを検討することとなります。校舎や跡地の活用については、関係法令を踏まえた上、まちづくりの観点などから、地域づくり協議会等と協議しながら検討します。

また、学校を他分野の施設と複合化することによって、地域との交流促進、災害時の拠点、福祉環境の充実、子育て支援につながることが期待できます。そのため、空き教室の発生時や改修・改築時に、施設の複合化による有効活用について、関係法令との整合を図りながら保護者や地域づくり協議会等と検討します。

文部科学省報告書「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について～学びの場を拠点とした地域の振興と再生を目指して～」の公表

[\[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/27/11/1364499.htm\]](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/11/1364499.htm)

##### ② 長寿命化の推進

小中学校の校舎は老朽化が進んでいるため、改修や改築など校舎の更新は、「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成27年3月策定）」等に基づき、計画的な取組を進めます。

##### ③ 運営管理の適正化

学校の維持管理・保全を図る上では、適正に運営管理ができるようコスト縮減に取り組む必要があります。学校施設の老朽化の状況を踏まえ、今後のランニングコストや維持修繕に係るコストを考慮し、より安価で質の高い教育環境を提供できるよう、維持管理や更新の手法等を検討します。

## 第6章 まとめ

本市においては、現在、小規模校及び過大規模校について、小規模特認校制度や通学区域弾力化制度の実施により、学校規模の適正化に努めています。

しかしながら、今後の少子化等の進展による学校の小規模化に伴い、児童生徒が集団の中で切磋琢磨しながら学び、社会性を高めることが難しくなることが懸念されます。

そのため、学校規模の適正化を検討するに当たり、本年度、教育委員会の諮問機関となる外部委員会「鈴鹿市学校規模適正化検討委員会」を設置し、子どもたちのより良い生活・学習環境を実現する教育的な観点や学校が地域コミュニティの核となる観点、また、全市的な視点で検討する観点から慎重な審議を重ね、「鈴鹿市学校規模適正化・適正配置に関する基本方針」を策定しました。

「基本方針」の学級数や児童生徒数の推計（試算）データは、10年後、20年後の学級数や児童生徒数から、今後対応が必要な過小規模校の発生が予測できることになりましたが、一方で、交通網など立地条件の良い場所での住宅開発などによって、児童生徒数が急激に増加する過大規模校などの課題にも引き続き注視しなければなりません。

子どもたちのより良い生活・学習環境の実現に向けては、学校規模以外での環境づくりも必要となります。今回、児童生徒へのアンケート調査の設問で「あればうれしいこと」への意見には、「トイレの洋式化、臭いの除去」「電子黒板やタブレット等のＩＣＴを利用した授業の実施」

「遊具の種類を増やしてほしい」「学校が古い」などがありました。そのため、推計（試算）データは、子どもたちが等しく学校生活を過ごす上で、施設環境の平準化や劣化の目立つ施設の老朽化対策など、教育環境の全体整備を検討する上でも活用していきます。

本市の「基本方針」の特長は、全国の取組事例を参考に、第5章に掲げるよう、今後生じる諸課題に対して、決して早すぎず、遅すぎないタイミングで関係者間で課題を考え、解消していくガイドラインとなるものです。

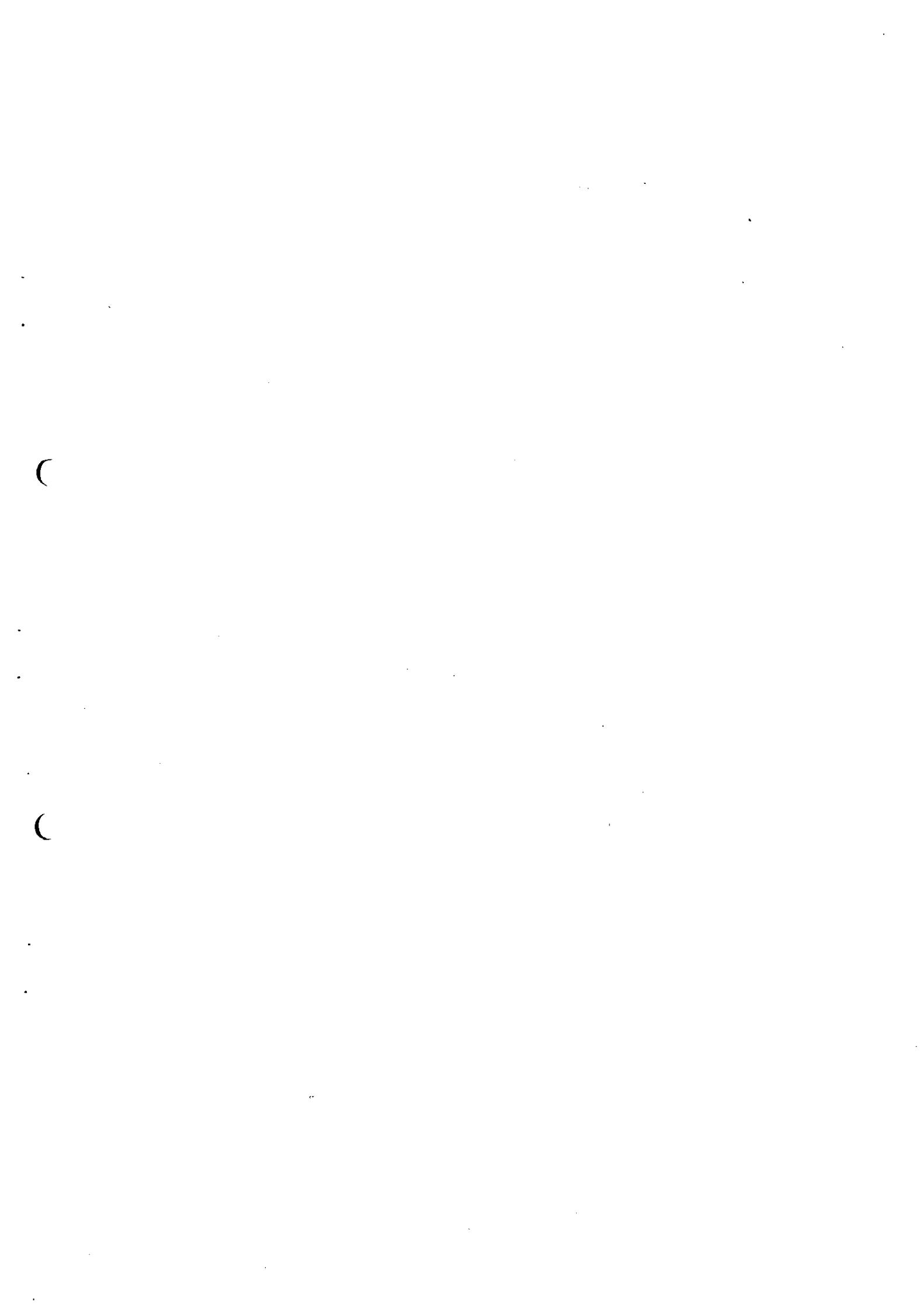
その内容には、小規模校などのメリット・デメリットや学校規模の適正化を図る手法や基本手順があり、課題に気付き、考え、話し合うためのツールとなります。

本市としては、学校の統廃合や小中一貫校の新設など複数の選択肢をそれぞれの地域の保護者や住民が理解し、課題を共有の上、子どもたちにとって「最善の選択」につながるよう、共に検討していきます。

今後においては、この基本方針及び推計データを定期的に更新しながら、適正化の維持・推進に活用し、啓発の面では、現在の保護者や学校運営協議会などだけでなく、未就学児の保護者や地域関係者等に必要に応じて説明会等により浸透を図っていきます。

鈴鹿市学校規模適正化検討委員会 委員名簿

	区分	氏名	所属
1	学識経験を有する者	【委員長】 鈴木 賢一	名古屋市立大学大学院 芸術工学研究科教授
2		【副委員長】 田辺 則人	一般社団法人地域問題研究所 主席研究員
3	自治会の役員	片岡 昌昭	鈴鹿市自治会連合会 副会長
4	学校教育法第16条 に規定する保護者	鈴木 美生	鈴鹿市P T A連合会 副会長
5	学校の長	伊藤 行輝	鈴鹿市立稻生小学校 校長
6	教育委員会が必要と 認める者	南田あゆみ	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 政策研究事業本部 主任研究員
7		宮里 祐史	社会福祉法人和順会 常務理事
8		服部由佳理	鈴鹿市立玉垣小学校 教諭
9		中野あけみ	鈴鹿市立旭が丘幼稚園 園長
10		伊川 真樹	市民公募
11		伊藤 理恵	市民公募



鈴鹿市教育委員会事務局 教育政策課

〒513-8701

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

Tel 059-382-9112

E-Mail kyoikuseisaku@city.suzuka.lg.jp

## 学校規模適正化・適正配置に関する提言

子どもたちが楽しく安心して学べる環境を整備していくために学校規模適正化・適正配置に関する取組を進めるに当たり、学校の施設整備等の関連事項も含め、付帯意見として、次のとおり提言します。

### 1 小規模校への対応

- (1) 複式学級がある過小規模校を発生させないよう学級数や児童数の推計を考慮し、適切な時期に保護者や地域と協議を始め、規模適正化の対応を行うこと。
- (2) 特定地域（鈴峰中学校区及び天栄中学校区）の小学校は、児童数減少が子どもの社会性育成等に与える影響を鑑み、早期に保護者や地域と情報共有を図り、対応を始めること。
- (3) 各学年が1学級である小規模校も速やかに保護者や地域と情報共有を図ること。

### 2 計画的な施設整備に向けて

- (1) 学校施設が一斉更新の時期を迎える現状において、計画的な老朽化対策を行うため、整備に関する優先付けを行う整備方針や整備計画を早期に策定すること。
- (2) 整備方針の策定に当たっては、施設の築年数、改修状況、将来的に適正規模で推移する学校について考慮し、より優位性が高い改築、改修となるよう、グループ付けや個別順位付けを行うこと。
- (3) 学校は、津波等の災害時における重要な防災拠点であることから、立地状況等の条件を十分考慮した改築や改修を行うこと。
- (4) 施設整備においては、児童生徒のアンケート調査結果や意見を十分に反映した検討を進めること。
- (5) 今後の教育環境や情報化の進展に対応できるよう、高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境を整備すること。
- (6) 計画的な老朽化対策以外にも、学校施設の修繕等の対応を適宜行うこと。

### 3 学校区・行政区・自治会区について

大規模校に通う児童生徒へのより良い学習環境の提供や一斉に学校の改築や改修が必要となる状況を踏まえ、校区については、行政区や自治会区との整合を含め、保護者や地域の理解を得ながら、区域の変更など柔軟な対応を行うこと。

#### 4 特別支援教室・通級指導教室等の充実や外国籍児童生徒への配慮について

障害者権利条約が批准され、平成28年4月に障害者差別解消法が施行されている現状において、行政機関や事業者は合理的配慮の提供が求められていることから、学校現場においても、特別支援教室や通級指導教室等の充実に向け、それぞれの視点に立ち、安全面や機能面にも配慮した教室設計を行うなど、速やかな改善を図ること。

また、本市には外国籍の居住者が多いことから、公立小中学校に通う外国籍児童生徒への配慮も行うこと。

#### 5 統廃合や小中一貫校及び義務教育学校の設置について

- (1) 過小規模校や小規模校について、校舎の改築、改修問題と併せて、統廃合等の検討を保護者や地域と共に行うこと。
- (2) 施設一体型の小中一貫校や義務教育学校等の設置の是非について、保護者や地域と十分な検討を行うこと。
- (3) 統廃合等を検討する際は、児童生徒の安全面を重視し、スクールバス等の通学手段の確保や通学路の整備などについて説明するとともに、隣接する学校の保護者等とも協議を行うこと。

#### 6 学校施設の複合化について

- (1) 学校の改修時は、当該施設整備への投資が効果的となるよう、他施設との複合化に向けた取組を進めること。
- (2) 核家族化の進行や共働き世帯の増加などの現状から、放課後児童クラブへのニーズは非常に高まっているため、学校管理の課題を整理の上、空き教室の活用や改修時における新設など、放課後児童クラブの併設を進めること。

平成30年2月23日

鈴鹿市学校規模適正化検討委員会  
委員長 鈴木 賢一

